

環境経営レポート

令和6年度版

(対象期間：令和6年4月～令和7年3月)

次代につなぐ
環境適合型社会の
実現をめざして



発行日：令和7年7月23日



公益財団法人 ひょうご環境創造協会
Hyogo Environmental Advancement Association



エコアクション21
認証番号 0003297

目 次

I	組織の概要	1
II	事業活動の内容	5
III	環境への取り組み	8
1	実施体制	8
2	環境経営方針	9
3	環境経営計画と環境経営目標の実績及びその評価	10
4	次年度の取り組み内容	17
5	環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	19
6	代表者による全体評価と見直しの結果	21



I 組織の概要

(令和7年7月現在)

(1) 名称及び代表者

公益財団法人ひょうご環境創造協会 理事長 菅 範昭

(2) 事業所所在地

①エコアクション21認証・登録範囲(令和7年3月末時点)

本部	〒654-0037	神戸市須磨区行平町 3-1-18
資源循環部	〒650-0023	神戸市中央区栄町通 4-2-18 キンキビルディング
赤穂事業所	〒678-0208	赤穂市西浜町 1016-1
エコひょうご尼崎発電所	〒660-0846	尼崎市船出 29

②その他の事業所(他の団体のEMSのもとで活動しているため対象外)

- ・ 県のEMSのもとで活動
温暖化対策第2課 〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目 10番 1号(兵庫県庁内)
- ・ 県の「ひょうご環境体験館管理水準書」のもとで活動
ひょうご環境体験館 〒679-5148 佐用郡佐用町光都 1丁目 330-3
- ・ 大阪湾広域臨海環境整備センター環境管理計画2030のもとで活動
尼崎事業所 〒660-0087 尼崎市平左衛門町 70
神戸事業所 〒657-0853 神戸市灘区灘浜町 1番 2号
播磨事業所 〒675-0155 加古郡播磨町新島 13-1
姫路事業所 〒672-8079 姫路市飾磨区今在家字近藤新田 1351-41
津名事業所 〒656-2132 淡路市志筑新島

(3) 設立 昭和47年5月31日

(4) 基本財産 650百万円
(出捐団体) 兵庫県および県内全市町、神戸商工会議所、ひょうご環境創造協会

(5) 事業活動

環境創造事業、循環型社会推進事業、環境調査・測定分析事業、環境研究事業、国際協力事業、太陽光発電事業

(6) 事業の規模(令和6年度 エコアクション21認証・登録範囲)

① 役職員数 128名

(内訳) 本部・資源循環部 116名(太陽光発電事業の担当者を含む。)
赤穂事業所 12名(委託業者の常駐の従業員を含む。)

② 売上高 1,808百万円

(内訳) 本部・資源循環部 1,378百万円(うち太陽光発電事業 550百万円)
赤穂事業所 430百万円

③ 床面積 10,027.13m²

(内訳) 本部・資源循環部 7,179.39 m²
赤穂事業所 2,847.74 m²

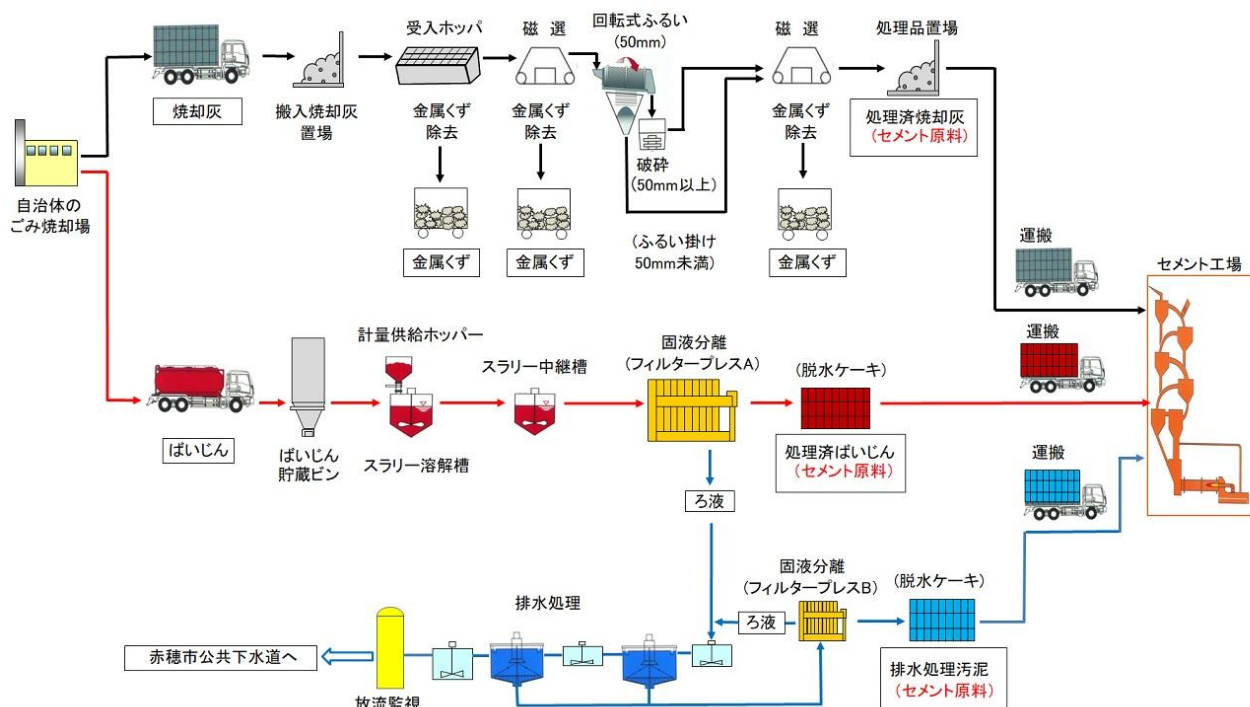
(7) 事業登録

登録事業	登録番号等
計量証明事業登録	計証第濃3号（大気中の物質の濃度・水又は土壌中の物質の濃度） （平成5年11月1日 兵庫県知事）
	計証第騒6号（音圧レベル） （平成5年11月1日 兵庫県知事）
	計証第振7号（振動加速度レベル） （平成6年3月24日 兵庫県知事）
	計証第特定濃度6号（大気中のダイオキシン類の濃度・水又は土壌中のダイオキシン類の濃度） （平成15年2月20日 兵庫県知事）
水質検査機関登録	第60号 （令和4年3月31日 厚生労働省）
作業環境測定機関登録	28-9 （昭和52年9月20日 兵庫労働局長）
温泉成分分析を行う者の登録	薬第07E-0001号 （平成20年2月1日 兵庫県知事）
建築物飲料水水質検査業登録	兵庫県56水第11号の5 （平成29年6月1日 兵庫県知事）
土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定	2003-5-2009 （令和7年4月1日 近畿地方環境事務所長）
認定特定計量証明事業者（MLAP）	N-0060-02（大気中のダイオキシン類・水又は土壌中のダイオキシン類） （令和6年1月8日（独）製品評価技術基盤機構理事長）
エコアクション21地域事務局ひょうご	002 （令和2年4月1日（一財）持続性推進機構理事長）

赤穂事業所	一般廃棄物処理施設設置許可		【設置許可】 兵庫県指令西播(県)(21)第120-1号 (平成21年8月24日 兵庫県西播磨県民局長) 【変更許可】 兵庫県指令西播(県)(28)第142-1号 (平成28年9月29日 兵庫県西播磨県民局長)	
	許可の内容・施設の状況	施設の種類	ごみ処理施設 (セメント焼成の前処理施設(破碎・選別・水洗))	
		処理する一般廃棄物の種類	焼却灰、ばいじん	
		処理能力	焼却灰 110.0 t / 日 (11 時間) ばいじん 48.0 t / 日 (24 時間)	158.0 t / 日

[処理工程図]

ごみ焼却灰・ばいじんのセメントリサイクルフロー



令和6年度処理量
 焼却灰 18,727 t
 ばいじん 2,224 t
 高塩素原料 5,499 t

(8) 技術スタッフ

博士	7 名	公害防止管理者（大気関係第 1 種）	4 名
環境計量士（濃度）	11 名	公害防止管理者（水質関係第 1 種）	12 名
環境計量士（騒音・振動）	2 名	公害防止管理者（ダイオキシン類関係）	8 名
土壤汚染調査技術管理者	5 名	公害防止管理者（騒音・振動関係）	1 名
第 1 種作業環境測定士	5 名	1 級ビオトープ計画管理士	1 名
第 2 種作業環境測定士	4 名	2 級ビオトープ施工管理士	1 名
臭気判定士	5 名	廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）	3 名
技術士	2 名	廃棄物処理施設技術管理者（最終処分場）	1 名
技術士補（試験合格者含）	7 名	第 2 種電気主任技術者	1 名
特定建築物石綿含有建材調査者	2 名	エコアクション 21 審査員	4 名

(9) 沿革



(10) 環境管理責任者及び事務局

環境管理責任者： 兵庫県環境研究センター長 吉田 光方子
事務局： 総務課長 土山 幸里

Ⅱ 事業活動の内容

1 環境創造事業



環境適合型社会の実現のため県民・NP0・事業者が一体となり、環境負荷の低減を図るなど、脱炭素社会、自然共生社会を目指した取り組みを行っています。

(1) 地球温暖化防止の推進

地球温暖化対策の最大の課題である CO₂ の排出量削減のため、「省エネ型ライフスタイル・環境行動の推進」、「再生可能エネルギーを増やす」ことを目標に、以下の事業を展開しています。

- ①家庭の省エネ・CO₂排出量削減の推進 ②事業者の環境への取り組みの推進
- ③再生可能エネルギーの創出 ④地球温暖化防止活動の推進

(2) 生物多様性保全の推進

「生物多様性ひょうご戦略（改訂版）」（平成 31 年 2 月）をもとに、県民への普及啓発や環境 NP0・企業等の連携促進を図っています。

(3) 環境学習・教育の推進

あらゆる世代のライフステージに応じ、環境学習・教育に係る取り組みに対して、①環境学習の予約管理機能、②教材の共有・最新情報等の提供機能、③講師と利用者のマッチング、④コミュニケーション機能（利用者間の意見交換・質問相談体制の整備）をもつ仕組み、『環境学習プラットフォーム』を構築し、県内の環境学習の普及促進を図っています。

また、県内の高校生を対象に、環境への関心を高め、未来のリーダーとしての能力を育成することを目的に、講義・ワークショップ・有識者等との意見交換などをはじめとした「ひょうご高校生環境・未来リーダー育成プロジェクト」を県と共同で実施しています。

(4) 環境保全創造活動の促進

県民・NP0 等の環境の保全創造活動への支援や連携・交流の促進を図ることにより、環境保全創造活動を推進しています。

環境保全創造活動支援事業として、県内で地球温暖化防止や生物多様性の普及啓発などの環境保全を行っている団体に対し、各種の実践的活動費の助成を行っています。

2 循環型社会推進事業



兵庫県における廃棄物に関わる取り組みに対して総合的に対応する体制を整備、強化し、循環型社会構築を目指したさまざまな活動を推進しています。

(1) 廃棄物処理に係る市町支援事業

市町等からの要請に基づき、廃棄物処理計画の作成、施設に係る機種の選定や廃棄物の適正処理等の相談業務を行っています。また、新たにごみ処理事業に従事することとなった市町等の職員を対象に、基礎的・実務的な知識の習得を目的とする研修会や、近年、多発する災害時に備え、平時から幅広い市町支援や災害廃棄物処理に対応できる職員を育成するため、県と協力し、市町等の職員を対象に研修を行っています。

(2) 廃棄物の再資源化事業（セメントリサイクル事業）

市町等のごみ焼却施設から排出される焼却灰及びばいじんの再資源化事業を、住友大阪セメント（株）と共同で取り組んでいます。

(3) 環境ビジネスの推進

「ひょうごエコタウン構想」の実現に向け、「ひょうごエコタウン推進会議」の事務局として、リサイクルに係る研究会の運営や事業課支援、ひょうご環境ビジネス展などでの普及啓発活動を行っています。

(4) 普及啓発事業

循環型社会構築を目指した県民レベルのさまざまな活動を促進するため、地域における 3 R 推進活動を担う人材の育成とその活動支援を行っています。

3 環境調査・測定分析事業（環境技術事業本部）



運営責任と収支の明確化等を図るため導入した社内カンパニー制のもと、事業量を確実に処理することができ、かつ、収益面も考慮した体制を構築し、独立採算を旨とした環境調査・測定分析事業を推進しています。

(1) 環境調査事業

自然環境の保全に係る調査・計画作成など、環境調査事業を公正・中立的な立場で実施し、顧客が抱える環境課題解決に向けた提案を行うなど、積極的に業務の受注を進めるとともに、環境 DNA 分析など、あらたな測定分析技術を用いた事業の展開を図っています。

(2) 測定分析事業

環境計量証明事業所として、土壌汚染調査、アスベスト調査、PM2.5 成分分析、ダイオキシン類分析、クリプトスポリジウム分析や廃棄物処理施設設置時の生活環境影響調査など、協会の強みを生かしつつ、迅速・正確に調査・分析を行っています。

4 環境研究事業（兵庫県環境研究センター）



県内の環境の状況や発生源の動向の把握、有害物質漏えい等の緊急時の対応など、行政ニーズを踏まえた調査研究を実施するとともに、国・地方環境研究機関、大学との共同研究や研究成果の発信等を行っています。

(1) 多様化する環境問題への対応

PM2.5、光化学オキシダント等による広域汚染、大阪湾・播磨灘の栄養塩バランスの悪化や環境基準非達成、PFAS（有機フッ素化合物）等の未規制化学物質による汚染、地球温暖化問題など、環境に関する新たな問題が次々と発生しているため、今までの研究成果を活かし、関係機関と連携して、これらの環境問題の解決に取り組んでいます。

(2) 環境危機への対応

不測の健康・環境危機の発生時に迅速かつ正確に対応するため、県と連携した緊急時体制を整備するとともに、迅速分析法の開発や緊急時対応に関する情報収集を行っています。

(3) 研究成果の情報発信等

研究成果について、学会等で発表を行うとともに、環境学習イベントに参加して環境科学の普及啓発の推進に取り組んでいます。また、学生への研修を行っています。

5 国際協力事業



兵庫県と協力しながら、長年にわたって培ってきた環境に関するさまざまなノウハウ、技術力等を活かした国際協力事業を展開しています。

また、JICA 草の根技術協力事業として残留性有機汚染物質の分析体制強化を行った「セルビア共和国パンチェボ市の産学官民協働による環境改善推進事業」(2020年2月から2025年1月実施)を基礎に、引き続き問題となっている河川や地下水の水質汚染、水銀汚染の実態把握に関する技術支援に取り組んでいます。

6 太陽光発電事業



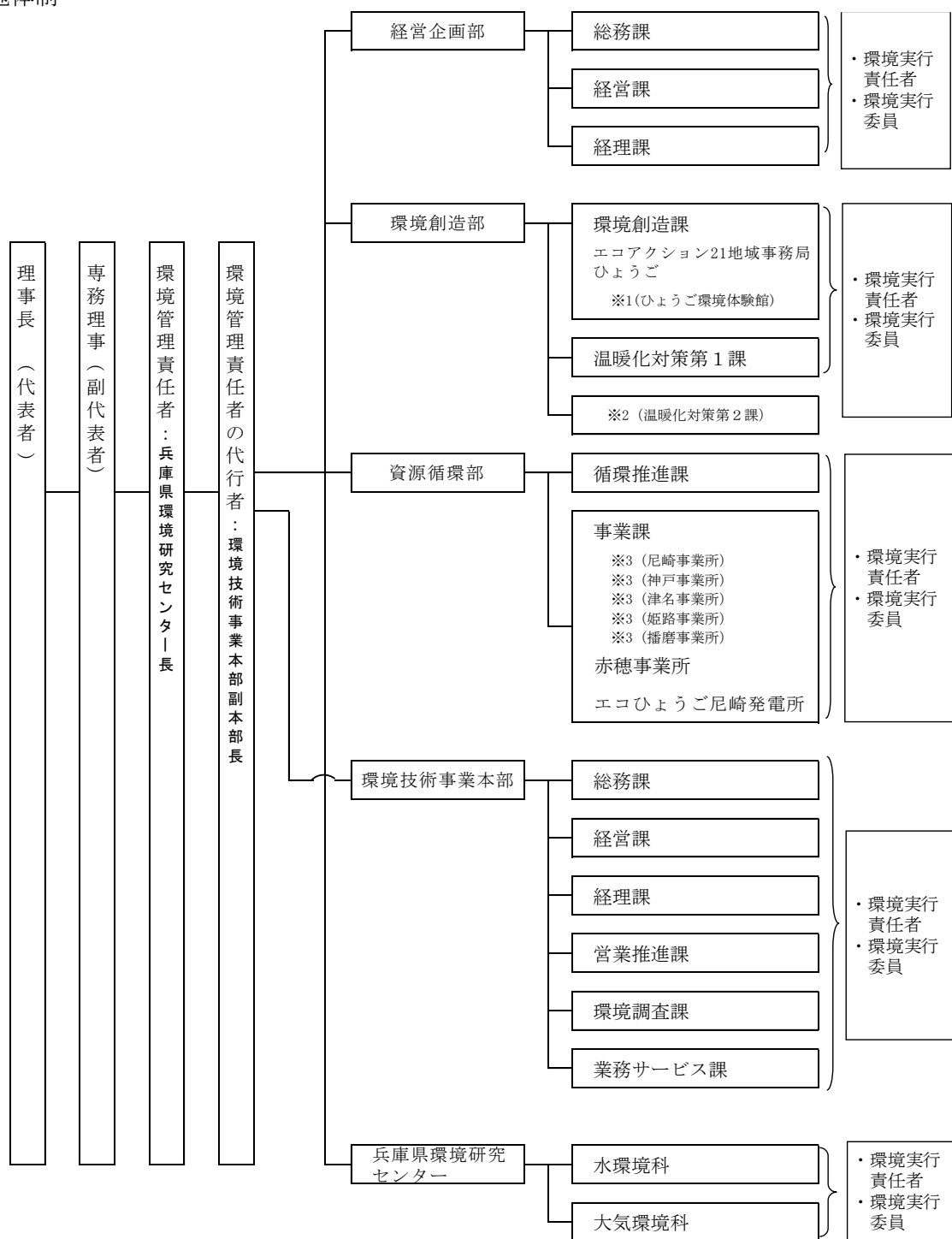
再生可能エネルギーの創出に貢献するため、尼崎沖フェニックス事業用地管理型区画において、再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用した大規模太陽光発電事業を実施しています(平成26年12月稼働)。また、太陽光発電事業の収益は、地球温暖化防止施策をはじめとする環境分野の公益事業に活用しています。

令和6年度クリーンアップキャンペーン



Ⅲ 環境への取り組み

1 実施体制



※1 ひょうご環境体験館（指定管理施設）は、県の「ひょうご環境体験館管理水準書」のもとで活動しているため対象外とする。

※2 温暖化対策第2課は、県のEMSのもとで活動しているため対象外とする。

※3 大阪湾広域臨海環境整備センター環境管理計画2030のもとで活動しているため対象外とする。

公益財団法人ひょうご環境創造協会環境経営方針

【 理 念 】

公益財団法人ひょうご環境創造協会（以下「当協会」という。）は、環境の保全と創造が人類共通の最重要課題の一つであることを強く認識し、活動のあらゆる面で、環境の保全と創造に配慮して行動する。

【 方 針 】

当協会は、次代に継承する「環境適合型社会」の実現を目指し、環境創造事業、循環型社会推進事業、環境調査・測定分析事業、環境研究事業、国際協力事業、太陽光発電事業等の全組織・全事業活動を対象にエコアクション 21 に取り組み、環境経営システムを構築、運用、維持し、環境負荷を低減するとともに環境保全・創造活動を実践する。

1 （環境保全・創造活動の推進）

職員全員が、下記の環境保全・創造活動の実践に取り組むとともに、事業活動による環境負荷の低減及び環境汚染の予防・防止に努める。

(1) 環境保全活動

- ① 化学薬品は、適正な使用・管理を行う。
- ② 電気、水、ガス、紙等の資源・エネルギーは、使用量の削減・再利用に努める。
- ③ 廃棄物の排出にあたっては、排出抑制及び分別による再資源化を図るとともに、適正な管理を行う。
- ④ 廃棄物の受入れにあたっては、受入れ基準に基づき、適正な管理を行う。
- ⑤ 排水処理施設及び排ガス処理施設は、汚染物質の漏洩予防・防止を図るため、適正な管理を行う。

(2) 環境創造に係る公益事業の推進

- ① ライフステージに応じた環境学習・教育を推進し、県民、事業者の環境創造活動を支援する。
- ② 再生可能エネルギーの導入等の地球温暖化防止のための実践活動を促進する。
- ③ カーボンニュートラルに向けた取り組みを促進する。
- ④ 循環型社会の構築を目指し、廃棄物の再資源化等を推進する。
- ⑤ 環境問題に関する情報収集・提供及び普及啓発・調査研究に努める。

2 （課題とチャンス）

環境保全・創造活動に職員全員が取り組み、環境に配慮した事業者として信頼を得ることで、当協会の価値を共有し、職員の能力や意欲を高める。

3 （法令等の遵守）

当協会に適用される環境関連の法令等及び当協会の同意するその他の要求事項を遵守する。

4 （継続的改善）

環境経営方針、環境経営目標・環境経営計画は、社会情勢及び社会的要請を考慮して定期的に見直しを行い、継続的改善により、環境負荷の低減と環境保全・創造活動の実践に努める。

5 （公開）

環境経営方針は、公開する。

制定日 平成 20 年 4 月 1 日

改定日 令和 7 年 4 月 1 日

公益財団法人ひょうご環境創造協会 理事長 菅 範昭

3 環境経営計画と環境経営目標の実績及びその評価

1 本部・資源循環部における環境経営目標とその実績

環境経営 目標	具体的な 取り組み	令和 6 年度 目標	令和 6 年度 実績	評価	
(1) 二酸化炭素排出量の削減		583,000 kg-CO ₂ 以下	529,320kg-CO ₂	○	購入電気の排出係数0.434kg-CO ₂ /kWhで計算した。 ガス使用量が目標未達成であったが、電気使用量、ガソリン燃費において目標を達成したことにより、二酸化炭素排出量も環境経営目標を達成した。 引き続き環境負荷の低減に努める。
①電 気 使用量	・昼休みの消灯 ・空調の適正化	1,228,000 kWh 以下	1,133,305kWh	○	節電に努め、年間の環境経営目標を達成した。 引き続き節電に努める。
②ガ ス 使用量	・使用量を管理し、削減に努める	1,140 m ³ 以下	1,223 m ³	×	目標未達成。ガスは主に給湯用途に使用されるため、冬季の気温の低下により給湯に必要なエネルギーが増加したことが主な要因と考えられる。 引き続きガス使用量の削減に努める。
③ガソリン 燃 費	・アイドリングストップ ・タイヤの空気圧をチェック ・不要な荷物を下ろす ・急発進、急加速はやめる	平均11.9km/L 以上	13.1km/L	○	運転者がアイドリングストップに努める等エコ運転の意識を高め、環境経営目標を達成した。 ガソリン使用量は 14,978.29 L であった。 引き続きエコドライブに努める。
(2) 一般廃棄物排出量の削減	・非再資源化物の削減 ・紙使用量の削減	リサイクル率 76 %以上	77%	○	分別回収に努め環境経営目標を達成した。 引き続きリサイクルに努め、一般廃棄物排出量の削減に取り組む。 <u>再資源化物</u> 古紙（コピー紙、雑誌など）、新聞紙、ダンボール、アルミ缶、スチール缶及びびん類 <u>非再資源化物</u> 可燃ごみ（生ごみ／ブラごみ等）及び不燃・粗大ごみ（傘等） <u>令和 6 年度排出量</u> 一般廃棄物 7,431.8kg 〔 再資源化物 5,732.9kg 非再資源化物 1,698.9kg 〕
(3) 水使用量の削減	・水の流しっぱなしの防止 ・洗浄時間の適正化	2,280 m ³ 以下	2,070 m ³	○	環境経営目標を達成した。 引き続き水使用量の削減に努める。

環境経営 目標	具体的な 取り組み	令和 6 年度 目標	令和 6 年度 実績	評価	
(4) 化学薬品の管理	・ ISO9001 等の手順書に従った化学薬品の適正使用、適正管理に係る記録の確認	ISO9001 等の手順書に従い適正に管理する	手順書に従い適正に管理されている	○	化学薬品の管理は「薬品・高圧ガス管理手順」および「兵庫県環境研究センター化学薬品適正管理指針」に従い管理を行った。 また、衛生委員会による巡視点検（月 1 回／年 12 回）でも、特に問題はなかった。 引き続き適正な管理に努める。
(5) 環境創造活動の推進	・ 啓発型イベント、セミナー等開催及び支援・協力、参加 ・ 環境美化活動への参加	環境保全活動の目標ポイント達成率 87%以上	97 %	○	環境経営目標を達成した。 環境創造活動を推進するため、環境活動内容ごとに環境活動ポイントを設定し、職員 1 人 1 人が個人目標（年間 8 ポイントの取得）に向け取り組んだ。 引き続き環境創造活動に取り組んでいく。 <u>主な環境創造活動</u> ・ うちエコ診断の受診 ・ 環境に関する資格等の受験 ・ 環境問題に関する講演会、セミナー等への参加、協会提供ラジオ番組の聴取 ・ 環境に関する調査・研究等を外部又は内部で報告 ・ 屋外清掃等の環境美化活動への参加
(6) 産業廃棄物管理	・ 産業廃棄物管理票による産業廃棄物適正処理の管理	産業廃棄物適正管理の実施	マニフェスト発行（適正処理を確認）	○	神戸市長等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託している。委託時には産業廃棄物管理票（電子マニフェスト等）を発行し、全て適切に処理が行われていることを確認した。 引き続き産業廃棄物の適正管理に努める。 <u>産業廃棄物</u> 廃プラスチック類、廃ガラス類、 廃金属類、汚泥、廃酸、 廃アルカリ、廃油 <u>うち特別管理産業廃棄物</u> 廃酸、廃アルカリ、廃油、汚泥 <u>令和 6 年度排出量</u> ・ 産業廃棄物 1,850.9kg うち特別管理産業廃棄物 1,799.1kg

（備考）＜目標を掲げた項目以外のものの実績の把握＞

(1) 資源：物質（紙・薬品）の購入実績 4,737.41kg

(2) PRTR 法に基づく化学物質の使用量 197.82kg

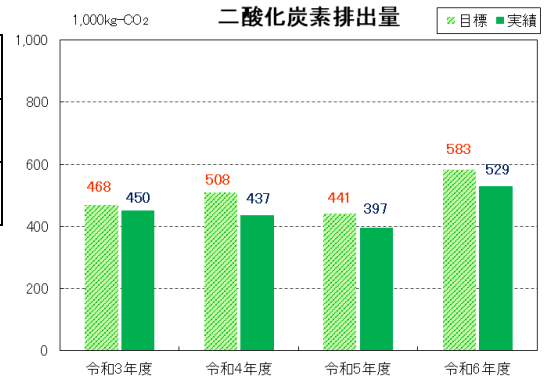
(3) 環境創造部水使用量：テナントビル全体の使用面積按分 36m³

資源循環部水使用量：137m³

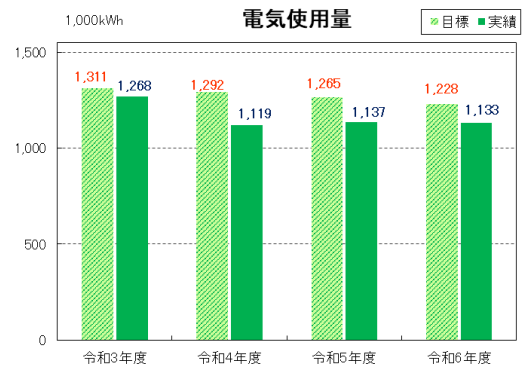
(4) 太陽光発電事業における売電量 12,497,740kWh

主な環境経営目標・実績の推移(本部・資源循環部)

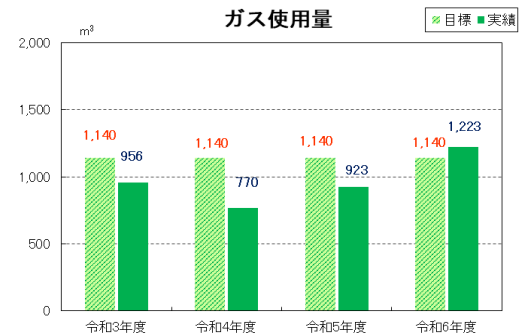
二酸化炭素 排出量 kg- CO ₂	年度	R3	R4	R5	R6
	目標	468,000	508,000	441,000	583,000
	実績	450,097	436,897	396,810	529,320



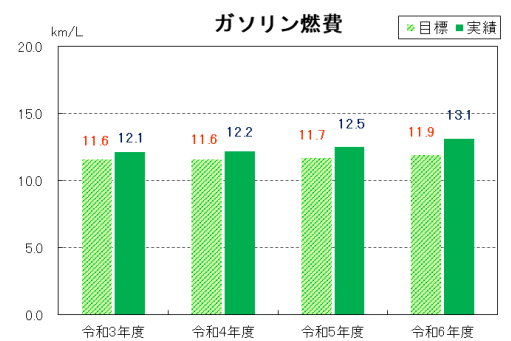
電気 使用量 kWh	年度	R3	R4	R5	R6
	目標	1,311,000	1,292,000	1,265,000	1,228,000
	実績	1,268,289	1,118,546	1,137,041	1,133,305
	CO ₂ 排出係数	0.318 kg-CO ₂ /kWh	0.351 kg-CO ₂ /kWh	0.311 kg-CO ₂ /kWh	0.434 kg-CO ₂ /kWh



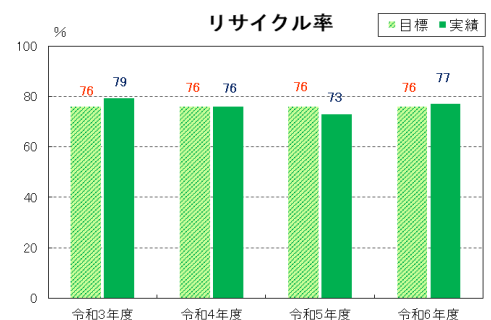
ガス 使用量 m ³	年度	R3	R4	R5	R6
	目標	1,140	1,140	1,140	1,140
	実績	956	770	923	1,223
	CO ₂ 排出係数	2.291kg-CO ₂ /m ³			



ガソリン 燃費 km/L	年度	R3	R4	R5	R6
	目標	11.6	11.6	11.7	11.9
	実績	12.1	12.2	12.5	13.1
	CO ₂ 排出係数	2.322kg-CO ₂ /L			
	ガソリン 使用量実績 (L)	19,204	18,313	17,690	14,978



リサイクル 率 %	年度	R3	R4	R5	R6
	目標	76	76	76	76
	実績	79	76	73	77
	一般廃棄物 排出量				
	再資源化物 (kg)	6,104	6,255	4,939	5,733
	非再資源化物 (kg)	1,610	1,981	1,832	1,699



2 赤穂事業所における環境経営目標とその実績

環境経営目標	具体的な取り組み	令和6年度目標	令和6年度実績	評価	
(1) 二酸化炭素排出量の削減		-	390,598kg-CO ₂	購入電気の排出係数 0.434kg-CO ₂ /kWhで計算	
① 電気使用量					
ア 還元加熱 + 除塩設備	・施設の効率的な運転管理に努める ・工程ごとの電気使用量を把握し管理に努める ・事務所の照明は、不在時・昼休みは消灯する ・事務所の冷暖房は、適正な温度に設定する	単位使用量 75.3kWh/トン以下	73.6kWh/トン	○	環境経営目標を達成した。 引き続き施設の効率的な運転管理に努める。 〔ばいじんと高塩素原料の処理量から単位使用量(kWh/トン)を算出〕
イ 焼却灰処理		単位使用量 3.0kWh/トン以下	2.9kWh/トン	○	環境経営目標を達成した。 引き続き施設の効率的な運転管理に努める。 〔焼却灰の処理量から単位使用量(kWh/トン)を算出〕
ウ 動力線 + 電燈線		単位使用量 18.2kWh/h以下	18.36kWh/h	×	環境経営目標は未達成。 夏季の除塩設備建屋内の温度調整のための換気扇使用、冬季の貯留容器の保温による電気消費量が大きかった。 適切な温度管理を心掛け、電気使用量の削減に努める。 〔使用している各建屋の延べ稼働時間あたりの電気使用量（電燈線と動力線の合計）で設定〕
② 軽油使用量	・重機の効率的な運転管理に努める	0.65L/トン以下	0.59L/トン	○	環境経営目標を達成した。 引き続き重機の効率的な運転管理に努める。 〔主に焼却灰の処理に使用する重機の軽油である。焼却灰の単位処理量あたりの軽油使用量で設定している。〕
③ ガソリン燃費	・アイドリングストップ ・不要な荷物を下ろす ・急発信、急加速はやめる	平均12.0km/L以上	9.3km/L	×	環境経営目標は未達成。走行距離が少なく、燃費走行ができなかった。（ガソリン使用量：33 L） 〔本部と同様に燃費（km/L）を目標としている。〕

環境経営目標	具体的な取り組み	令和6年度目標	令和6年度実績	評価
④ LPG 使用量	・効果的なガス利用を行う	単位使用量 5.3 m ³ 以下(4半期の平均値)	4.2 m ³	○ 環境経営目標を達成した。 引き続き使用量の削減に努める。
(2) 水使用量の削減	・効率的な水利用を行う	単位使用量 75.6L/kg-C1	82.95L/kg-C1	× 環境経営目標は未達成。 ばいじんの塩素量が高いため排出水の塩素濃度が高く、希釈水量が増加したことが原因である。引き続き効率的な水の使用に努める。
(3) 一般廃棄物排出量の削減	・非再資源化物の削減 ・紙使用量の削減	リサイクル率 41.6%以上	32.1%	× 環境経営目標は未達成。再資源化物の量が少なく、非再資源化物が多かった。(対象：一般廃棄物)引き続きリサイクルに努め、一般廃棄物排出量の削減に取り組む。 令和6年度排出量 一般廃棄物 577.4kg (再資源化物 185.4kg 非再資源化物 392.0kg)

(備考) <実績の把握>

- (1) 二酸化炭素排出量：390,598kg-CO₂
- (2) 電気：833,128kWh
- (3) 液化石油ガス(LPG)：34.98kg
- (4) 軽油：11,012L
- (5) 水道使用量 84,102m³
工業用水(セメント工場) 33,750m³
- (6) 総排水量：118,249m³



赤穂事業所は、平成25年度から認証登録範囲として運用している。

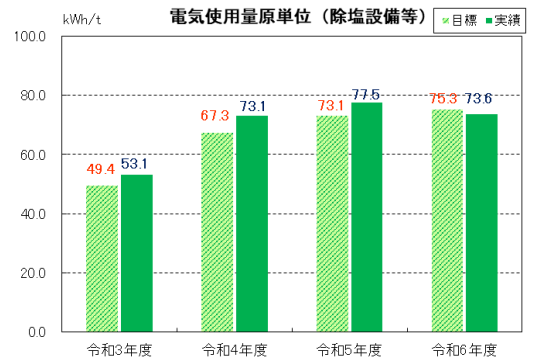
焼却灰・ばいじんのセメント化により埋立処分に比べ約6,506t-CO₂の削減ができた。

※削減量：排出係数(焼却灰前処理 0.0092t-CO₂/t-灰、ばいじん前処理 0.0078 t-CO₂/t-灰
セメント製造 △0.1826t-CO₂/t-灰、埋立て 0.1370t-CO₂/t-灰より算出)

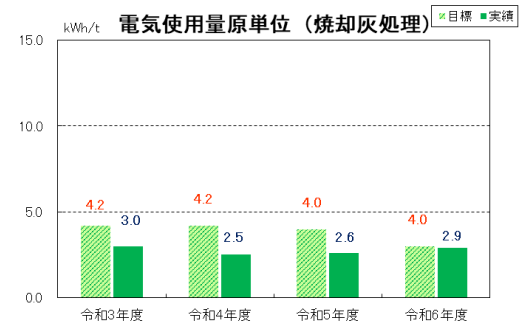
出展：「ごみ焼却灰リサイクルの温室効果ガス排出削減・ライフサイクル管理に関する調査研究」
(財団法人 クリーン・ジャパン・センター (平成22年3月))

主な環境経営目標・実績の推移(赤穂事業所)

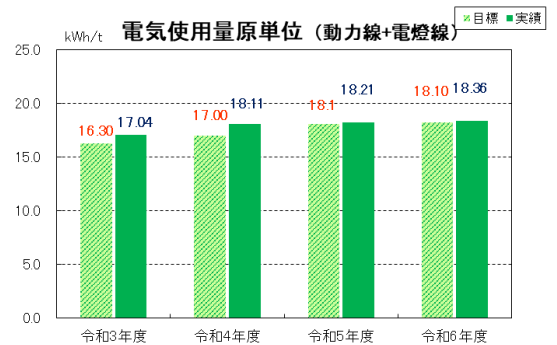
電気使用量原単位 (除塩設備+還元加熱) kWh/t	年度	R3	R4	R5	R6
目標		49.4	67.3	73.1	75.3
実績		53.1	73.1	77.5	73.6



電気使用量原単位 (焼却灰処理) kWh/t	年度	R3	R4	R5	R6
目標		4.2	4.2	4.0	3.0
実績		3.0	2.5	2.6	2.9

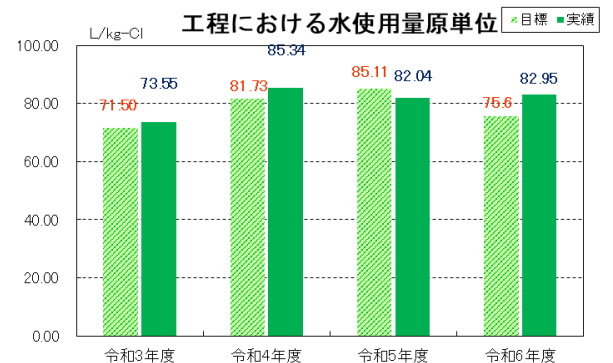


電気使用量原単位 (動力線+電燈線) kWh/t	年度	R3	R4	R5	R6
目標		16.30	17.00	18.10	18.2
実績		17.04	18.11	18.21	18.36



総合計電気使用量 kWh	年度	R3	R4	R5	R6
実績		802,610	779,038	795,199	833,128

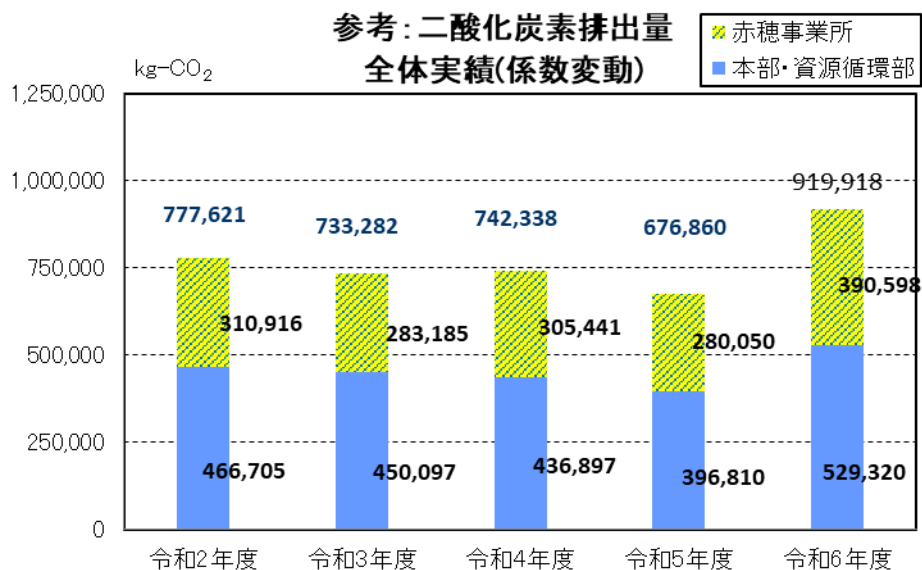
工程における 水使用量原単位 L/kg-Cl	年度	R3	R4	R5	R6
目標		71.50	81.73	85.11	75.60
実績		73.55	85.34	82.04	82.95



<参考>

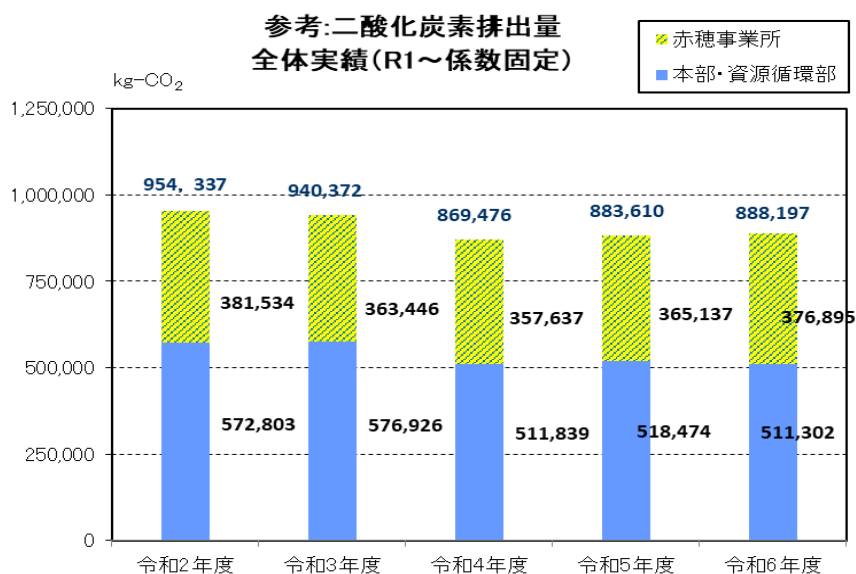
工程における 水使用量原単位 m³/t	年度	R3	R4	R5	R6
目標		—	—	—	—
実績		11.32	16.41	17.20	15.00

参考：主な環境経営目標・実績の推移(全体)



二酸化炭素 排出量 kg-CO ₂		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	本部・資源循環部	466,705	450,097	436,897	396,810	529,320
	赤穂事業所	310,916	283,185	305,441	280,050	390,598
	合計	777,621	733,282	742,338	676,860	919,918
電気のCO ₂ 排出係数 (調整後) kg-CO ₂ /kWh		0.334	0.318	0.351	0.311	0.434

※年度別の二酸化炭素排出係数を適用



二酸化炭素 排出量 kg-CO ₂ CO ₂ 排出係数 0.418 kg- CO ₂ /kWh		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	本部・資源循環部	572,803	576,926	511,839	518,474	511,320
	赤穂事業所	381,534	363,446	357,637	365,137	376,895
	合計	954,337	940,372	869,476	883,610	888,197

※電気の二酸化炭素排出係数を 0.418kg-CO₂/kWh に固定

4 次年度の取り組み内容

○ 本部・資源循環部

環境経営目標・環境経営計画一覧表（本部、資源循環部）

活動	取り組み項目	管理項目	令和5年度目標	令和6年度目標	令和6年度実績	令和7年度目標 【CO2排出係数変更】	令和8年度目標 【CO2排出係数変更】	主な達成手段等
環境負荷の低減	二酸化炭素排出量の削減【環境経営方針1(1)②】 (kg-CO ₂)		441,000	583,000	529,320	537,000	537,000	電気、ガス、ガソリン使用量の削減に取り組む
		電気使用量(kWh)	1,265,000	1,228,000	1,133,305	1,182,000	1,182,000	廊下の消灯や昼休み時間の消灯を徹底する、パソコンは離席時等短時間使用しない時に省エネモードとなるよう設定する、冷暖房時は適切な温度に設定するなど
		ガス使用量(m ³)	1,140	1,140	1,223	1,200	1,200	ガス使用量を管理し、削減に努める
		ガソリン燃費(km/L)	11.7	11.9	13.1	11.9	11.9	エコドライブの推進（タイヤの空気圧をチェックする、不要な荷物を降ろす、暖機運転は適切に行う、急発進、急加速はやめるなど）
	廃棄物の再資源化の推進【環境経営方針1(1)③】	リサイクル率(%)	76.0	76.0	77.0	77.0	77.0	再生できる紙類、アルミ缶・スチール缶・ガラス瓶及びペットボトルは分別し、再資源化する。使い捨て容器の使用を控えるなど
	水使用量の削減【環境経営方針1(1)②】	水使用量(m ³)	2,280	2,280	2,070	2,280	2,280	水の流しっぱなしをしない、洗浄時間を適正に行うなど
環境創造活動	化学薬品の管理【環境経営方針1(1)①】	薬品管理	IS09001等の手順書に従い適正に管理する。	IS09001等の手順書に従い適正に管理する。	IS09001等の手順書に従い適正に管理する。	IS09001等の手順書に従い適正に管理する。	IS09001等の手順書に従い適正に管理する。	IS09001等の手順に従った化学薬品の適正使用、適正管理を実施。衛生管理者の職場巡視において確認する。
	環境創造活動の推進【環境経営方針1(2)①②③】	環境保全活動	年間平均達成率 87%以上	年間平均達成率 87%以上	97%	年間平均達成率 87%以上	年間平均達成率 87%以上	環境活動内容ごとに環境活動ポイントを設定し、職員1人1人が個人目標（年間8ポイントの取得）に向け取り組む。「環境創造活動チェック表」により、四半期ごとにチェックする

※ 目標の達成に向け、各部門の環境実行責任者及び環境実行委員が四半期ごとの活動実績を確認し、必要に応じて改善を行うこととする。
 ※ 環境経営方針1(1)④⑤は法令遵守に該当するため別途管理する。
 ※ 購入電力のR5年度の排出係数は0.311kg-CO₂/kWh。R6年度は0.434kg-CO₂/kWh。R7年度は0.419kg-CO₂/kWhで計算。
 ※ ガスの二酸化炭素排出係数はR4.5.6年度は2.291kg-CO₂/m³、R7年度は2.09kg-CO₂/m³で計算。
 ※ ガソリンにかかる環境経営目標は燃費とし、CO₂排出量はガソリン使用量を基に計算する。
 ※ ガソリンにかかる二酸化炭素排出係数はR4年度からR6年度は2.322kg-CO₂/L、R7年度は2.29kg-CO₂/Lとする。
 ※ 3年間は目標を同じとする。ただし事業実施の状況や事業内容の変更等により見直すことがある。
 ※ 赤穂事業所の環境経営目標については別途管理する。

○ 赤穂事業所

環境経営目標・環境経営計画一覧表（赤穂事業所）

活動	取り組み項目	管理項目	単位	令和6年度 目標	令和6年度 実績	令和7年度 目標	令和8年度 目標	令和9年度 目標	主な達成手段等
環境 負 荷 の 低 減	二酸化炭素排出 量の削減 【環境経営方針1(1) ②】	電気使用量							・施設の効率的な運転管理に努めるとともに工程ごとの電力使用量を把握し管理に努める。 ・事務所の照明は、不在時・昼休みは消灯する。 ・事務所の冷暖房は、適正な温度に設定する。
		除塩設備等	単位使用量 kWh/トン	75.3以下	73.6	77.5	77.5	77.5	
		焼却灰処理	単位使用量 kWh/トン	3.0以下	2.9	2.9以下	2.9以下	2.9以下	
		動力線 +電燈線	単位使用量 kWh/h	18.2以下	18.36	18.4以下	18.4以下	18.4以下	
	ガソリン燃費		km/L	12.0以上	9.3	10.7以上	10.7以上	10.7以上	エコドライブ [※] の推進 （不要なアイドリングをやめる。不要な荷物を下ろす。急発進、急加速はやめる等）
		軽油使用量	単位使用量 L/トン	0.65以下	0.59	0.63以下	0.63以下	0.63以下	
	水使用量の削減 【環境経営方針1(1) ②】	工程における 水使用量	単位使用量 m ³ /トン	—	—	—	—	—	効率的な水利用を行う。
			単位使用量 L/kg-CI	75.6以下	82.95	81.24以下	81.24以下	81.24以下	効率的な水利用を行う。
	一般廃棄物の再 資源化の推進 【環境経営方針1(1) ③】	リサイクル率	%	41.6以上	32.1	39.3以上	39.3以上	39.3以上	ごみの発生量の削減及び資源ごみの分別を行う。
環境 創 造 活 動	環境創造活動の 推進【環境経営 方針1(2)①② ③】	環境保全活動	—	年間平均達 成率 87%以 上	100%	年間平均達 成率 87%以 上	年間平均達 成率 87%以 上	年間平均達 成率 87%以 上	環境活動内容ごとに環境活動ポイントを設定し、職員1人1人が個人目標（年間8ポイントの取得）に向け取り組む。 「環境創造活動チェック表」により、四半期ごとにチェックする

※目標の達成に向け、環境実行責任者及び環境実行委員が四半期ごとの活動実績を確認し、必要に応じて改善を行うこととする。

※二酸化炭素排出総量は、受入量や質により変動が多いため数値目標は設定せず管理に努めることとする。

※事務所の水使用量は、水使用量が少なく、見学者や外部からの設備補修業者等の人数に大きく影響を受けるため、数値目標は設定せず管理に努めることとする。

※環境経営目標は燃費とし、CO₂排出量はガソリン使用量を基に計算する。

※3年間は目標を同じとする。ただし事業実施の状況や事業内容の変更等により見直すことがある。

※令和5年度より環境創造活動を管理項目とする。

※令和6年度よりLPG使用量を管理項目とする。

※令和7年度よりLPG使用量を管理項目から削除する。

※参考（実績）

年度	従業員数	稼動日数	稼動時間
R2	13	354	12,837時間
R3	12	347	12,342時間
R4	12	356	11,343時間
R5	12	354	11,553時間
R6	12	355	11,475時間

5 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

(1) 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果

法令等の名称		該当する活動	評価
基本・一般	赤穂市生活環境の保全に関する条例	・公害防止管理責任者の設置	○
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	・環境報告書の公表等	○
	環境の保全と創造に関する条例(兵庫県)	・情報公開	○
大気	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 NOx・PM 法)	・対策域内での使用及び所有の不可	○
	環境の保全と創造に関する条例(兵庫県)	・特別対象地域における特定自動車運行禁止 ・環境負荷の少ない自動車購入、効率的使用 ・自動車の適正運転・整備、アイドリングストップ	○
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)	・機器の点検等の実施の遵守 ・フロン類算定漏えい量の報告 ・フロン類の引渡し義務	○
水質	水質汚濁防止法	・特定施設設置、使用、変更等の届出 ・排出基準の遵守 ・有害物質使用特定施設の点検、構造基準等遵守 ・事故時の措置	○
	下水道法	・除外施設の設置、下水排除基準遵守 ・特定施設の設置、使用、変更等の届出 ・下水放流水の汚染状態の測定 ・事故時の措置	○
	神戸市下水道条例	・下水使用開始・廃止・休止等の届出 ・除外施設の設置、下水放流水質基準の遵守 ・排水管理者の選任、届出 ・排水管理結果報告(神戸市)	○
	赤穂市下水道条例	・下水使用開始・廃止・休止等の届出 ・除外施設の設置	○
	公共下水道の使用に係る協定書(赤穂市)	・水質の測定、報告(赤穂市) ・排水基準不適合時の措置と報告(赤穂市)	○
土壌	土壌汚染対策法	・水濁法有害物質使用特定施設の廃止時の調査、報告 ・指定調査機関の指定の申請、更新、変更の届出、業務規程の制定、変更、届出	○
騒音・振動	騒音規制法 振動規制法	・規制基準の遵守 ・特定施設の設置、使用、変更等の届出	○
	環境の保全と創造に関する条例(兵庫県)	・規制基準の遵守 ・特定施設の設置届出、変更等の届出	○
悪臭	悪臭防止法	・規制基準の遵守 ・事故時の措置と報告	○
廃棄物・リサイクル	資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)	・再生部品等の利用、リサイクルの促進	○
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器リサイクル法)	・分別排出の協力	○
	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	・TV/洗濯機・衣類乾燥機/冷蔵庫・冷凍庫/エアコンの破棄	○

法令等の名称		該当する活動	評価
廃棄物・リサイクル	使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	・廃棄自動車の適正なりサイクル	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	・一般廃棄物処理委託基準の遵守 ・一般廃棄物処理施設の設置許可申請等 ・一般廃棄物処理施設維持管理基準の遵守・事故発生時の応急措置届出 ・欠格要件該当時の届出 ・産業廃棄物保管基準、委託処理基準、特別管理産業廃棄物保管基準、委託処理基準の遵守 ・電子マニフェスト通知等の確認 ・技術管理者の配置、届出	○
	環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）	・事業者によるごみの散乱防止	○
	神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例	・事業系一般廃棄物の収納方法の遵守 ・事業系一般廃棄物の許可書等の写しの保存	○
	赤穂市生活環境の保全に関する条例	・廃棄物処理基準遵守	○
化学物質・危険物	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）	・排出量の把握	○
	毒物及び劇物取締法	・特定毒物研究者の許可申請、変更、廃止届 ・毒物又は劇物の表示義務、適正な取扱確認 ・毒物・劇物の盗難・紛失防止、飛散・流出・地下浸透防止措置 ・事故時の措置	○
土地利用	赤穂市生活環境の保全に関する条例	・指導基準、指定工場等に係る規制基準の遵守 ・指定工場等の設置許可、変更許可、完成届等 ・事故届・再発防止計画・完了届等	○
	赤穂市都市景観の形成に関する条例	・大規模建築物等の届出	○
その他	放射性同位元素等の規制に関する法律	・許可届出使用者廃止措置計画届の提出 ・事故届	○
	電波法	・高周波利用設備の設置許可申請等	○
	消防法	・火災報知機、消火器具、屋内消火栓の設置 ・消防用設備等の点検と報告	○
		・防火管理者選任・消防計画策定・消防訓練実施・自衛消防組織の設置及び届出等	○
	神戸市火災予防条例	・高圧ガス容器の管理、核燃料物質等の届出	○
	赤穂市火災予防条例	・危険物の火災予防措置の実施・基準遵守	○
	高圧ガス保安法	・高圧ガス取扱基準の遵守 ・特定高圧ガスの消費方法の変更、廃止届等	○
	労働安全衛生法	・化学物質安全性データシート（SDS）の周知、作業場への掲示・備え付け ・対象化学物質によるリスクアセスメント実施、調査結果の周知	○

（２）環境関連法規等の違反、訴訟等の有無

環境関連法規等への違反、訴訟及び外部からの苦情はありませんでした。

6 代表者による全体評価と見直しの結果

見直しのための情報	確認・指示内容/変更の必要性
〔方針・目標、達成状況〕 ○本部・資源循環部 令和6年度においてはガスの使用量を除き年間目標を達成しました。月別・部署別に見ると未達成の項目もあるため、令和7年度は、より多くの月、部署で目標達成できるよう引き続き取り組みます。 ○赤穂事業所 令和6年度においては動力線、電燈線にかかる電気使用量(原単位)、ガソリン燃費、水使用量、リサイクル率が目標未達成となりました。 受入ばいじんの質変化に伴い処理工程の見直しを行ったことで処理時間が増えたこと、気候変動により換気設備、保温設備の使用が増えたことで電気使用量が増大したためと思われます。ガソリン燃費については走行距離が少なかったためと思われます。 この状況は令和7年度においても続く見込みのため、令和7年度の目標は直近の実績を踏まえた目標に改め、他の項目を含めて年間目標を達成できるよう引き続き取り組みます。	〔環境経営方針・環境経営目標に対するコメント〕 職員には環境意識が定着しており、取り組みは順調に進んでいると考えられる。 令和6年度は「本部・資源循環部」の年間目標がほぼ達成されたことは評価できる。今年度の実態を踏まえ、引き続き環境負荷の低減に取り組んでいく必要がある。 「赤穂事業所」においては目標未達成となっている項目がある。令和7年度は、稼働状況を鑑み効率的な運用になるよう検討すること。 目標の再検討を行う部門においては、適正な目標値を設定し達成に向けて努力すること。 (変更の必要性) 有 無
〔実施体制〕 異動に伴い、環境管理責任者、環境実行責任者及び環境実行委員を変更しました。	〔実施体制に対するコメント〕 特になし (変更の必要性) 有 無
〔環境経営計画の取り組み状況〕 環境経営目標を達成するための活動項目及び進捗状況等は、環境実行委員会等により職員に通知され、取り組みが継続して行われています。 内部監査により、適切な是正措置がされています。	〔環境経営計画に対するコメント〕 継続した取り組みを行うことができるよう、今後も周知・徹底すること。 (変更の必要性) 有 無
〔法律等の改定、遵守状況〕 環境関連法規への違反、外部からの指摘及び訴訟はありませんでした。	〔遵守状況の確認に対するコメント〕 特になし (変更の必要性) 有 無
〔環境経営システムの実施状況〕 令和6年度エコアクション21外部審査にて、赤穂事業所のフロア排出抑制法に関する簡易点検対象機器のうち、重機のエアコン及びスポットクーラーが管理対象から漏れているとの指摘を受けました。現在は該当機器を点検表に追加し、適切に管理対応を行っています。	〔環境経営システムに対するコメント〕 「本部・資源循環部」「赤穂事業所」とともに環境経営システムの運用が適切にできていることについては評価できる。 令和7年度においても、引き続き、一層の努力をもって取り組むこと。 (変更の必要性) 有 無
〔報告年月日〕 令和7年7月22日	〔見直し年月日〕 令和7年7月22日
〔環境管理責任者〕 吉田 光 方 子	〔代表者〕 菅 範 昭



公益財団法人 ひょうご環境創造協会
Hyogo Environmental Advancement Association

〒654-0037 神戸市須磨区行平町3丁目1番18号
TEL 078-735-2737 FAX 078-735-2292

[https : //www.eco-hyogo.jp/](https://www.eco-hyogo.jp/)